座談会風景　編集部

目　　次

座談会　水田フル活用と米政策の見直しをめぐって

司　　会　谷口　信和
コメント　鈴木　良典
出 席 者　梶井　　功　　服部　信司　　堀口　健治
　　小林　信一　　矢坂　雅充　　秋山　　満
……（4）

トピックスシリーズ“世界の食料と農業⑱”
フランス農業をめぐる昨今の政策課題…石井　圭一（43）

〔時評〕ＴＰＰ交渉・日米首脳会談と日本のとるべき対応……（ＳＨ）（2）

☆表紙写真　樹齢300年、吉高の山桜（千葉・印旛）　編集部
「農村と都市をむすぶ」2014年４月号（第64巻４号）通巻750

TPP交渉・日米首脳会談と日本のとるべき対応

時評

二月二二日―二五日にシンガポールで行われたTPP閣僚会合は、ルール分野で進展があったものの、市場開放交渉の軸をなす日米間の農産物と自動車の協議が進まず、声明に原則合意を盛り込めないままに終わった。

今回の閣僚会合と日米協議に臨む日本の態度は、「日本は一方的な譲歩はしない。アメリカも動く（譲歩＝柔軟化する）べき」（甘利TPP担当相）というものであった。

報道によれば、日本は、日米協議において、柔軟性（重要五品目の一部について関税を下げ、一部の品目の関税をなくす）を示したが、アメリカは、日本の農産物の全面的な関税撤廃を要求する立場から動かず、交渉は進み得なかったのである。

今回の閣僚会合で、アメリカは、重要ルール分野については一定の柔軟化を示した。途上国等多くの国が強く反対していたアメリカの薬剤知財についての提案に関し、アメリカは〝所得の低い途上国と先進国を分けて別々に扱う〟とする新提案を行った。マレーシア等の途上国は前向きな反応を見せたといわれる。

また、アメリカは、国営企業規制について、〝国営企業の行う国内サービス（教育、健康、金融サービス、電気通信など）は規制の対象にしない〟とし、これに満足する途上国があったと報じられている。

アメリカは、こうした重要ルール分野における柔軟化姿勢により、途上国などを引きつけ、市場開放分野における日本の孤立化を狙ったといわれる。

だが、アメリカは、薬剤知財の新提案において、途上国が最も強く問題としていた「生物学的薬剤（ワクチン・血清など）のデータ独占使用期間」を最長の「一二年」と提案したから、アメリカの新提案で合意には至らなかった。国営企業分野でも、国営企業の定義などで問題が残った。

さらに重要なことは、豪州とニュージーランドが「市場開放分野での利益がどの程度かを見て、ルール分野に対する最終的態度を決める」とする態度を取り続けたことである。こうした国がふえ、ニュージーランドはこれまでに譲歩した部分を元に戻すことを求めたといわれる。

こうして〝ルール分野が先行合意し、市場開放分野が取り残され、日本が孤立する〟というアメリカが狙う事態は発生しなかったのである。

アメリカは、次回の閣僚会合を五月に中国の青島で開かれるAPEC閣僚会合と合わせて開催することを提案した。しかし、各国は、交渉の進展が不透明な段階での

閣僚会合の開催に反対し、アメリカは提案を取り下げた。これまでの閣僚会合が、アメリカ主導のもとで、実際にはアメリカが各国に合意を迫る〝合意・強制イベント〟として設定されてきたことが、各国に見抜かれ、そうした閣僚会合の設定が拒否されたのであろう。二月閣僚会合では、「今後は首席交渉官会合を進めていく。そこで、妥結の見通しが立てば、閣僚会合を開く」ことが確認されたのである。

こうした事態を受け、日本政府・安倍首相は「交渉期限を切らずに交渉を進めていく」としている。妥結への前のめりを排した方向性とみられる。

四月二二―二三日にオバマ大統領が訪日し、日米首脳会談が行われる。アメリカの民間筋は、「フロマン通商代表がオバマ訪日時に日本にTPPで圧力をかける」と期待を込めた予測をしている。当のフロマン代表は「TPPは、首脳会談のテーマになる。会談の内容は、四月までに交渉において何が起こるかにかかる」としている。

日本政府は、日米首脳会談も上述の「期限を切らずにTPP交渉を進めていく」とした視点のもとで位置付けているものとみられる。「TPPはTPP、日米会談は日米会談」という首相の発言はそれを示しているであろう。

アメリカが柔軟姿勢を示さない限り、日米会談をTPPについて成果を生み出す場として位置付けてはならない。ただし、TPPが首脳会談のテーマになることは避けられない。

首相は、オバマ大統領にTPP交渉における日本の立場を明確に提起すべきである。それは、日米首脳会談において「日本の農産物にセンシテイビテイ（考慮すべき重要性）があること」が認められたから、日本にとって重要な五品目を関税撤廃から除外する＝関税を基本的に維持することを主張しているという立場である。

こうしたなかで三月下旬、日豪FTA交渉が行われる。これまで日本側は、冷凍牛肉（主として加工用）と牧草肥育牛肉（国産との競合度は低い）の関税を三八・五％から三〇・八％に二〇％引き下げる方向を提起しているといわれる。

この日豪FTAが妥結すれば、それによって、関税維持の流れを作りたい。これが、日本政府の考えであろう。意味のある関税が維持される形で日豪FTAがまとまれば、TPP交渉にとっても有益である。

だが、仮にそうなったとしても、日米協議・TPP交渉におけるアメリカの対日態度は変わらないと考えられる。日本は、アメリカが柔軟姿勢に転じるのを促し、かつ、それを慎重に待つ。その姿勢が必要である。日本を抜きにしたTPP交渉の妥結はあり得ないからである。

（SH）

座談会

「水田フル活用と米政策の見直し」をめぐって

谷口　きょうは、「農村と都市をむすぶ」誌の座談会として、おコメにかかわる政策の体系についての勉強会ということで、生産局の穀物課長さんにおいでいただきました。それでは、よろしくお願いいたします。

鈴木課長　ご専門の先生方の前でお話しするには資料がやや手薄だったかなとも思いつつですが、今回いただいたお題が「水田フル活用と米政策の見直し」ということで、私がまいりました。

司会の谷口氏

今回の政策改革の背景

その前提となっているもので、「米に関する資料」ということでお配りしていますけれども、これは産業競争力会議で最初に私どものほうでどういう状況かということをご説明した資料で、そういう点では、農業以外の方に比較的わかりやすいようにということで、かなりデフォルメをした部分もありますので、詳しくいうと違うじゃないかといわれる部分がおありかと思いますが、そういうことでご了解をいただいて、今回の改革を考えた背景なり、我々がどう思っていたかというのをこの資料で少しご説明をしたいと思います。

それから、この「制度設計の全体像」というのは決定をしたときの政策文書で、これももうごらんになられているかと思いますが、一一月二六日、そしてその後、一二月一〇日に決めたプランも後ろについているのですけれども、これが政府としての決定文書です。

そして、背景を含めて四つの改革について、今、全国六〇ヵ所で、ブロックと都道府県、北海道などの場合は

さらにその地域で、説明会をしています。今週で終わりますが、それで使っているものです。そういうことで、ご説明をしたいと思います。

それでは、釈迦に説法ですけれども、「米に関する資料」からいきます。

我が国の食生活の変化というのは、コメがずっと減ってきて、畜産物や油脂などにエネルギー供給という点で変わっていった部分があるということで、トータルの一人当たりの摂取量が最近は下がってきているということがあります。

一人当たりのコメの消費量では、昭和三七年の一一八・三kgから直近五六・三kgと、一貫して減ってきているということで、食生活の変化を反映しているということですが、一人当たりに直したときは、我が国の年齢構成が高齢化をしてくると、やはり食べる量が減るというのはなかなか抗しがたい部分があるというのが、一人当たりの米消費量で考えていることです。

全国需給ベースでみると、もともとコメの増産をしてきて、足りない部分は麦とか輸入ということをしていたわけですけれども、先ほど申し上げましたように、需要量としては一人当たりが減るということで、三〇年代後半をピークに減少し、供給過剰ベースになったのが昭和四〇年代の前半です。

そういうことで、減反というものが始まったのだということです。その前に、当時は全部政府が買っていましたので、グラフにありますように、膨大な政府の在庫があって、過剰米処理ということで、二期にわたってやって、三兆円ということをしたわけです。

全体の需要量は、先ほどの一人当たりが減っているというのがある上に、最近は人口減少というのが加わって

座談会出席者

（2014年２月４日　於：農林水産省）

司　会
　谷口　信和（東京農業大学教授）
コメント
　鈴木　良典（農林水産省生産局穀物課長）

出席者
　梶井　　功（東京農工大学名誉教授）
　服部　信司（日本農業研究所客員研究員）
　堀口　健治（早稲田大学名誉教授）
　小林　信一（日本大学教授）
　矢坂　雅充（東京大学准教授）
　秋山　　満（宇都宮大学教授）

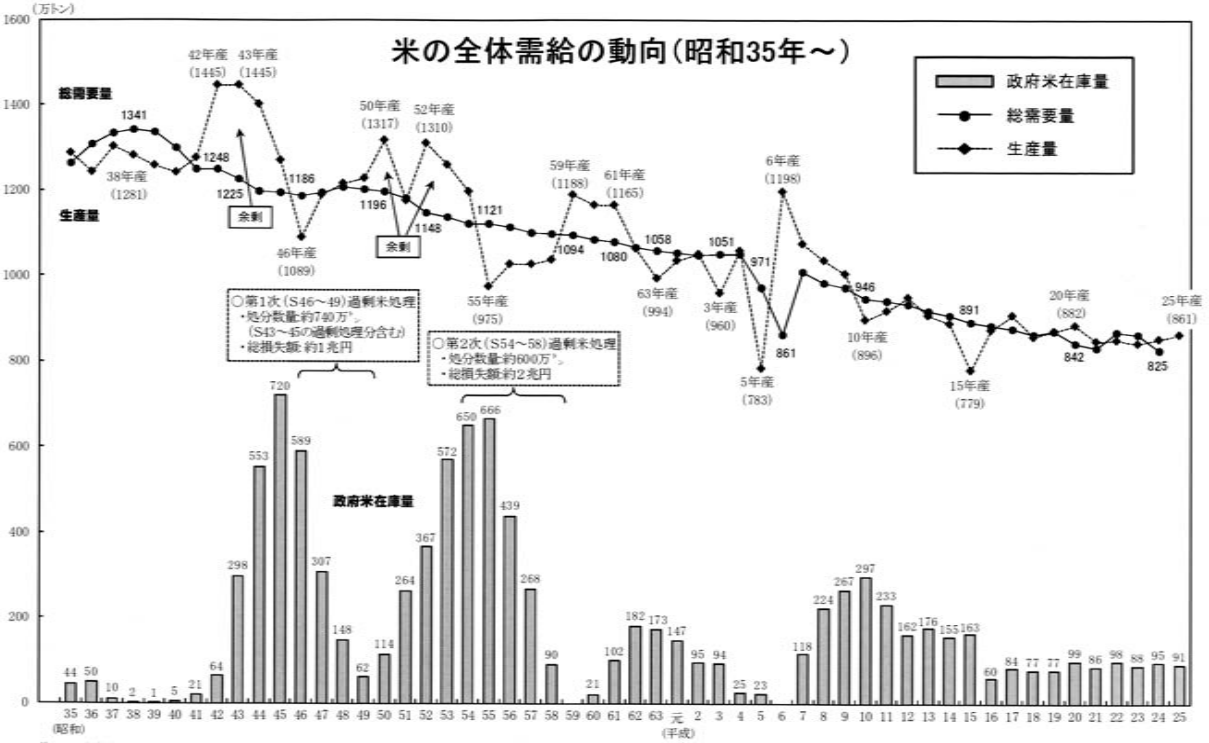

注1．政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
2．政府米在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。
3．平成12年10月末の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔離等を除いた数量である。
4．総需要量は、「食料需給表」（4月～3月）における国内消費仕向量（陸稲を含み、主食用（米菓・米穀粉を含む）のほか、飼料用、加工用等の数量）である。
ただし、平成3年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。
5．生産量は、「作物統計」における水稲と陸稲の収穫量の合計である。

鈴木穀物課長

いまして、全体のコメの需要量については、一人当たりの減と人口減があって減っている。ですから、今、コメの基本指針を出していますけれども、回帰をとると、回帰式の係数が八万というのが出てくるということで、そういう点では、単純にというか、現実を直視すると、ならしていえば年間八万トン減りますと、コメの需給などを考えていくセクションはそう考えざるを得ないという実態にあるということです。

生産調整政策の変遷

四ページは、生産調整に係る施策の変遷です。最初にリスクヘッジをかけてしまいましたけれども、わかりやすく資料をつくったということがありまして、最初に減反施策ということで、コメの供給力が過剰になったので、とにかくコメを減らすのだという時代がありました。

その次に、自給率が低い転作作物へ転換してつくりましょうということで、転作政策をとった時代がありました。正確にいうと、四四年、四五年は試行ということで、緊急に休耕助成をし、四六年から稲転対策が始まり、単純休耕自体は昭和四八年までだったということです。作物作付にも支援というのは、本格的に対策が始まった四六年からで、ほかの作物を植えたところにもお金を出しているのですが、五三年で転作作物に助成というのは、計画加算といいますか、構造上、供給力と需要の間にギャップがあるのは今後ずっと続くので、しっかりこういうことをしていかなければいけないということで、緊急避難とか一時的な対策ということではなく、本格的にそういうことをしていくのだということでやった、水田利用再編対策が昭和五三年から、スタートのときは一〇年間で三期間ということで始まったのですが、転作ということで本格的という意味合いでこのようにしたということです。

同時に、スタートから、未達のペナルティとして、達成していないところに、翌年、転作面積を上乗せしたりとか、補助事業について優先採択という措置をとったりとか、そういうことをずっとしてきました。

それから、減らすほうの面積を配っていたところを、主食用米をつくる量を配るように、米政策改革で変えたのが平成一六年でした。

もう一つ、全体としてみたときに大きいのは、平成二

○年から、飼料用米などの新規需要米への助成を、これは前から細々とあったのですけれども、本格的な実施ということで、主食用以外のおコメについていろいろ支援を講じてきたということがあります。

その次に大きく変わりましたのは、次の五ページに対照表がありますが、二二年に、戸別所得補償政策が導入されて、ペナルティを廃止して、従来の転作助成金と呼んでいた水田活用の部分は、生産調整の達成とはリンクを切り離して、水田に大豆や麦などの作付をしたらお金を出すという仕組みにし、主食用米への助成ということで、コメの直接支払交付金一〇アール当たり一・五万円――これは生産調整の達成とリンクをして、それから、コメの変動交付金も生産調整達成を条件にということで、二つのメリット措置を講ずるという体系に切りかわったのが平成二二年でした。

ということで、ここを一つ選択の時代ということで、ペナルティもないですし、全部コメをつくって主食用米というのもありますし、「俺の売れる分はこれだけだから、いわれているのよりは多いけれども、ほかは麦をつくるよ」というと、そこは水田活用も出るということで、従前よりも農家の皆さんにそれぞれの販売状況などをご判断いただきながらやっても、あつれきがない形になったという位置づけにしています。

それを二二年より前と二二年以降、各項目を対照して整理をしたというのが五ページの表です。全国一律単価でということで、戦略作物助成、同時に、産地資金という枠組みも水田活用の直接支払交付金にはあって、それぞれの地域で戦略作物についての生産性向上の取り組みとか、そのほかの振興品目について、それぞれの地域で幾らつけてどうやっていこうということができる仕組みも同時に二二年にセットされているという状況であります。ここも達成・未達とはリンクしていません。

そして、転作助成金ということで従来からいわれていた大豆一〇アール幾らみたいなものが、平成二二年からは自給率や自給力の向上という目的の水田で作物をつくるのを振興するということで、リンクが離れた時点で、我々としてはそういう色彩の施策になったのだと整理をしています。

水田利用面積の推移

では、水田の利用状況はどうなっているかをみてみます。今、実際上、耕作放棄地ではなく、通年不作付地ということで、まだ田んぼにとどまっているというところが一八万六、〇〇〇ヘクタールで、水稲の作付面積は一六三万ヘクタール、そのうち主食用米が一五二万六、〇〇〇ヘクタールで、この差一〇万ばかりは飼料米とかホ

ールクロップサイレージとか備蓄などの非主食用米です。実はこの中には、わずかですけれども、例えば、輸出用のおコメなども主食用とは別の非主食用に括られる部分にあります。

あとは、大豆とか野菜とか、二毛作ということで麦とかつくっていますし、農地面積自体が限られているので、有効に活用していかなければいけないということで、自給率・自給力の向上を図る。主食用について需要に即して作っていくということと、大豆や小麦や飼料米のような輸入に頼っているものをバランスよく作っていくのだというのが、今の水田に関する施策理念、考え方だということです。

生産調整と米価の推移

最後に生産調整、減反はコメの価格を維持するためにやっているのだろうとよくいわれるのですけれども、今、我々は、余ってどうしようもないコメが積み上がることがないようにということでやっているということですが、では、価格が維持されているかというのを端的にみせたのがこのグラフであります。

平成八年からになっていますけれども、でこぼこはありますが、需要が減ってくるのに、不作のときには値段が上がるのですけれども、コメの値段というのはそういう点では下がってきたということです。私は、平成八年から一〇年ぐらいまである県のほうへ出向でお世話になっていました。当時を思い起こしてみれば、県産のこしひかりなどは一〇kgで四千数百円とかしていたと記憶しているのですが、県庁へ行っていましたので買って食べていましたけれども、今、スーパーへ行くと、二、〇〇〇円を超えているコメというのは棚の上のほうに並んでいます。

それはゆめぴりかもありますし、魚沼もありますけれども、メインは、今でしたら二、〇〇〇円を切ったところで、スーパーによりますが、一、五百数十円から一、七百数十円ぐらいのものが下段のとりやすいところを占めているようです。それがもう一年前だと、五キロで二、〇〇〇円前後ぐらいというところで、コメは安くなったなとコメを担当するようになって思っていたのですが、外食や中食の皆さんからは「コメが高い」といわれていたという状況です。

今般の改革に至る経緯

こういう施策の変遷や状況の中で、これがまとまるに至る経緯ですけれども、戸別所得補償という施策で体系が組まれて、政権が交代をして、産業施策と地域施策は切り離してやっていこうということで、「日本型直接支払

主食用米の価格と需要量の推移

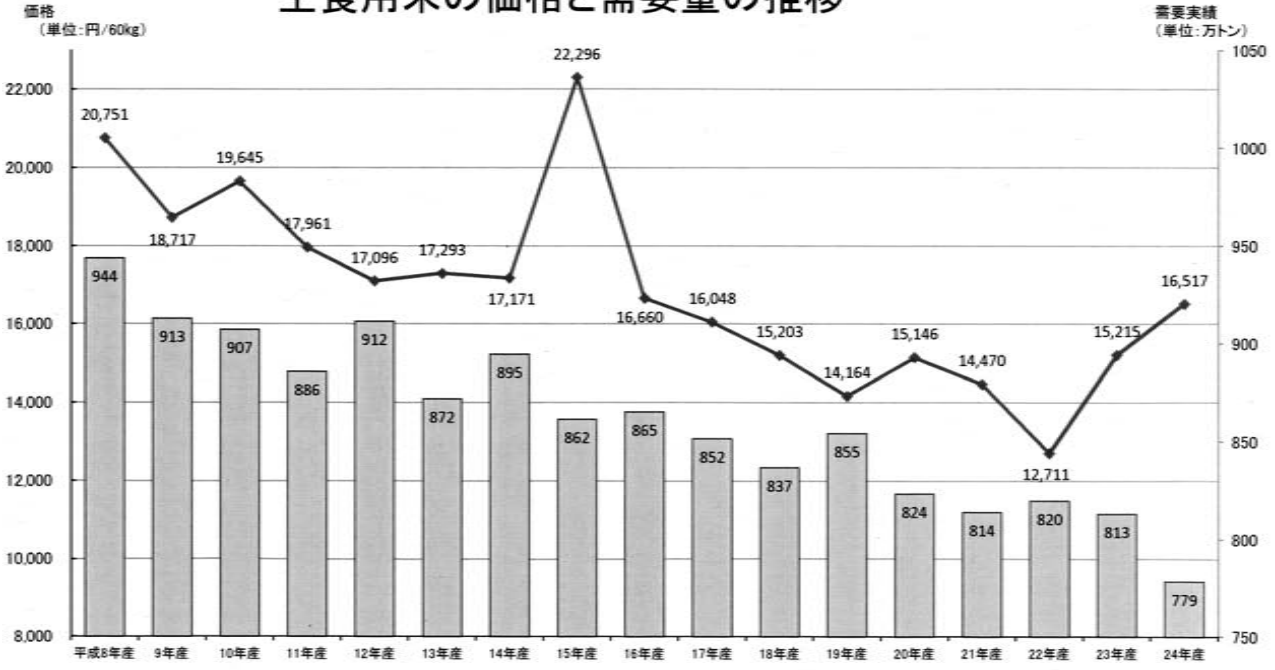

資料：価格（折れ線グラフ）は、平成17年産までは（財）全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成、平成18年産以降は相対取引価格の平均値（24年産は25年8月までの速報値）
需要量（棒グラフ）は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」による。

制度」というものと「経営所得安定対策の見直し」が開始をされましたのは今から一年以上前になります。

コメの立場から申し上げると、当然ながらメリット措置に当たる部分についての見直し、コメの直接支払交付金とか変動交付金についてのいろいろ検討が行われる、メリット措置について検討が行われるという点では、生産調整について全く門外漢でいるということはあり得ない状況であったということであります。

それから、先ほど申し上げたような状況で、二二年に米の価格が非常に下がった後に上がって、コメの世界自体も課題がないという状態ではなく、全体の体系として、産業施策として、「農地中間管理機構」は法案も通りまして、担い手に農地を八割集積していこうということで施策も打たれる中で、コメの部分をどうしていったらいいかということは、昨年の一月ぐらいから我々としては検討してきました。

もともと産業施策という点では、年齢階層別の基幹的農業従事者数で、一番多いのが、当然ながら七〇歳以上が八〇万人以上いて、六〇歳代が五一万人、五〇歳代が三二万人、五〇歳未満は一七万八、〇〇〇人となっています。

現場にいってみますと、地域的に、かなり進んでいるところと、まだある程度やる人がいるというところがありますが、昔は畑は結構出てきましたという世界はあったのですけれども、田んぼもどんどん出てきますと。引き受け手を探すのが大変ですという地域もあります。それから、集落で農家だといってやっている人が二〇戸ぐらいあるのですが、実はコンバインをもっている人は三人しかいないとか、「実際上の作業はもうかなり集約していますよ」といわれたりとか、そういう状況になっていて、担い手をちゃんとしておかなければいけないということです。

そういう状況を反映して耕作放棄地自体は拡大をしてきているということですし、農業を主とする担い手のいない水田集落というのも、これこそ地域によって違うということですが、東海より西はみんな六割以上みたいなこととか、そういう状況の中でどうしていったらいいのかということを検討してきたということです。

四つの改革

そういうことで、「農地中間管理機構」の創設という農地流動化を進める新手法が出てきていますし、また、「経営所得安定対策の見直し」ということで、そういう点では、対象者を認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、前のときには、四ヘクタール、一〇ヘクタール以上でありましたけれども、そういう規模要件は課さない形でや

るということです。それから、今からご説明する「水田フル活用と米政策の見直し」、そして「日本型直接支払制度の創設」、この四つの改革が出てきたということです。

このうち、先に申し上げた三つが産業施策ということですし、「日本型直接支払制度の創設」というのは地域施策として地域を守っていくという施策ということで検討されて、創設されるということであります。

簡単にどんなことかというのは、四つの改革の考え方というのが一ページにありまして、今ざっとお話ししたようなことがずっと並んでいるわけですが、プランなどをまとめ的にいうと、一番最後の段落のところですけれども、「創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備する」ということと、「地域一体になって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、「強い農林産業」を創り上げます」ということであります。

水田フル活用で飼料用米の拡大へ

では、「水田フル活用と米政策の見直し」ということで、パンフレットでは一二～一八ページです。

先ほど全体的な状況ということで申し上げたのですが、一六ページの下のところに、近年における水稲の作付状況というのがあります。ここに平成二〇～二五年度までの六年分の柱がありますけれども、先ほどちょっとご説明したように、新規需要米に対する本格的支援開始をした二〇年度からの六年分です。ざっとみると、水稲作付面積は余り変わっていません。年によってでこぼこはあります。震災などがあって、一万ヘクタールぐらいでこぼこしていますが、主食用米の面積はそういう点ではそのときの需要で生産する目標がありますので、二〇年度の一六〇万ヘクタールから、二五年度ですと一五二万ヘクタールとなっています。ということは、水稲の作付面積は変わらなくて、主食用米が減っているところは、非主食用米がずっと増えてきたと。

中でもどういうものがといいますと、特にホールクロップサイレージは着実に伸びています。加工米などはそのときの状況で伸びたり縮んだりということがあります。片や、右側のほうに麦・大豆とありまして、麦は万単位にすると一七万で余り変わっていませんで、大豆は一三万～一一万ということでちょっと減っています。我々としては、水田のうち大豆に向いていないところで大豆をつくっていたという世界が、非主食用米への支援という中で、「大豆はうちではだめだから」というところが非主食用米を植えるという形に変わったというところがあると考えています。

ただ、一一万あるということで、土地条件とか生産体

水田における土地利用の状況

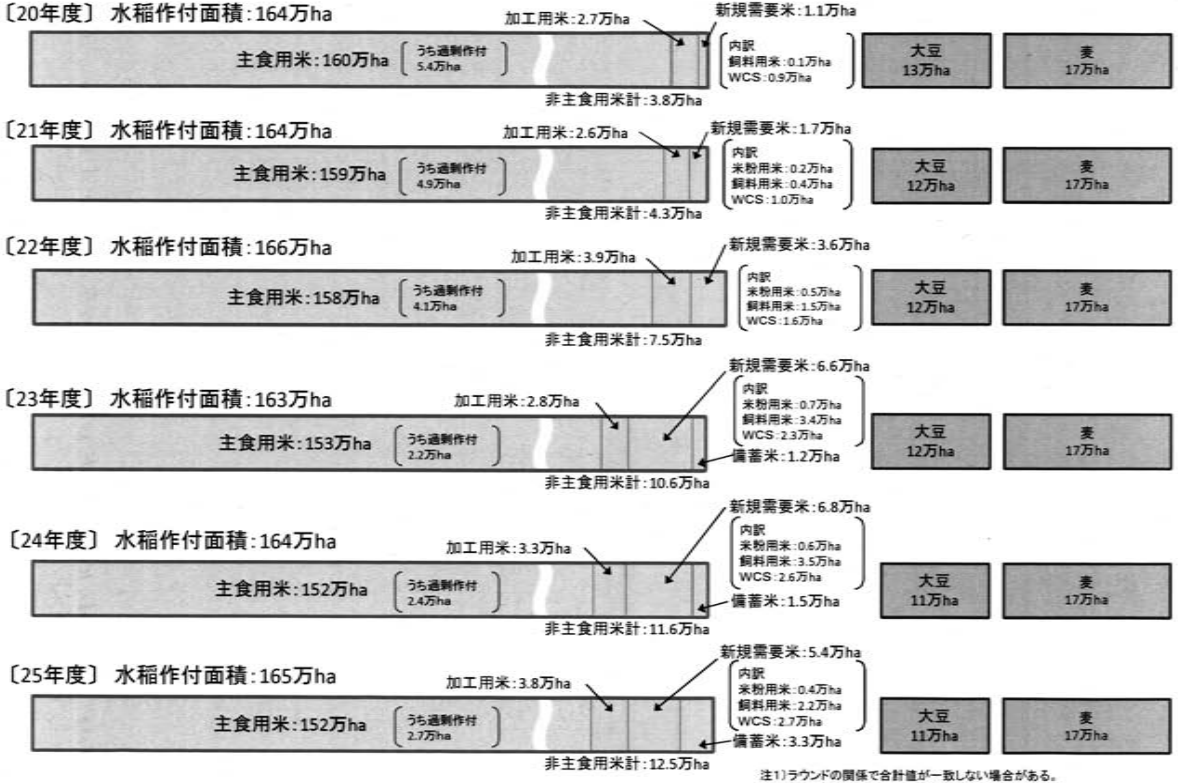

注1）ラウンドの関係で合計値が一致しない場合がある。
注2）新規需要米の内訳については、0.1万ha以上のもののみ記載した。

制が整ったところでは、現行のゲタから産地資金の支援をあわせますと、大豆の収量をとっているところでは結構所得を上げています。優良事例だと、コメなどよりよっぽどもうかるという世界もあります。そういう点では、生産体制、生産条件が整ったところは大豆でしっかりやられているとみています。経年的にみても、こういう状態だということです。

それで、先ほど申し上げましたように、現実的には、回帰をとれば年間八万トン減るという主食用の需要の減少、これに対応しつつ、水田をフルに活用していくということを考えたときに、どういうものが対象の品目になるのかというと、非主食用米の中で潜在的な需要としては――通る値段であれば、使う側にとって十分検討に足り得るという意味で、潜在的な需要があるということですが、飼料用米というのが一つ有望な方法であると。

というのは、加工米もその先の加工品の需要がある、備蓄米もそういう点ではいざというときに政府としてもっている量もある。ということでいくと、主食用米がどうしても需要が減っていく中、無理に大豆といっても立地の問題等もあるという中では、現実的に非主食用米が主食の需要の減の分を埋めてきたということをみても、そういう点では一つは飼料用米なのだろうと考えたということがあります。

米政策の見直しの必要性

こういうことを全体として考えたわけですが、コメ自体について、では、どういう世界がいいのかというのは一〇年ぐらい前の米政策のときにも議論がされて、生産者さんや集荷業者さんが需要に応じてやっていくのがいいですよねという柱はあるわけです。それが、法律の規定からはないのですけれども、通知で生産数量目標を配分しているというのが今の姿です。

では、やはり生産者の皆さんや集荷業者さんなどが実際上の現場でみずからの販売の状況や全国的な状況などをみながらやっていっていただけるようにするのがいいでしょうと。というのも、我々は国から県に配分するときは、各県の需要実績などに基づいてということなのですけれども、そこから先、どうしても一律で配分するとか、どんどんコメの使用量を延ばしているところと取引しているところと、そうではないところも、ある意味、全国の状況と同じような形でここを抑えてしまうような部分があるので、そこは伸びていくところは伸びて作れるように、「うちのところはちょっとコメの売れ行き悪いよね」というところは、飼料用米のインセンティブをふやして、経営判断としてほかのものをつくっていただきやすい環境を整えて、国のほうも、情報はきめ細やかに

皆さんのところに届くようにしましょうということをする。

それから、今や三分の一は外食・中食経由でコメも消費されているという点では、こういうところとは安定的な取引をどんどん進めてもらうようにする。そういうことをみんなで取り組んでいくということで、政策決定文書では、「行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、みんなで取り組みます」と、記述されたということであります。

丼ものには大粒の米が欲しい

先ほど申し上げたような一八ページの下のポンチ絵ですけれども、これは産業競争力会議で説明した資料につけてあるのですが、丼物は粒の大きいものがいいのだそうです。おつゆの通りがよくて、牛丼でも天丼でも、おつゆをかけるとシューッときれいに落ちるのは、大粒のほうがすき間があっていいらしいです。それで、大規模法人でも集落でも農協でもいいのですけれども、複数年契約で取り組みを開始したと。

全国の需要が減って、生産数量目標が減ったよということになると、「いやいや、ごめん、一、〇〇〇トンで契約していたけれども、俺のところは食用米は九〇〇トンしかつくれないんだ」と。それで困ってしまうという左側の絵なのですが、売り先があるところは作りましょうと。売り先をつかんでいるところできちんとやっていけば、全体として需要も合うじゃないですかと。じゃあ、ちゃんと売り先があるところは頼らずともですから、一、〇〇〇トン作れるという、そういう図であります。

そういう点では、商売していない我々が配る数字よりも、農家の皆さん方はこういうふうに取引して、俺のだと幾らで、どれだけ売れるというのはおわかりです。じゃあ、その売れるという量は作っていただくということで、今年はさらに注文が来るから二%増やそうとか、今年はどうも向こうに負けそうだから飼料用米を増やすかと、こんなことをやれるのだと。わかりやすく説明するときは、そんなふうに言っています。

基本的には、この取引先とはこの値段できちんと売っていく、消費者の人をこれだけ抱えているのでそういう人たちの分をきちんと作っていく。これの総和が需要に応じた生産になるのだと、そういう思想であります。できちゃったから、どこかにほうり投げて、後で何とかしてくれというのではなくて、これだけ売れるということを、卸さんであったり外食さんであったり消費者さんときちんと結んで作っていきましょうということでありま

米政策（主食用米生産数量目標配分）見直し後の姿

＜現在＞

◆大規模生産法人A、B、Cと実需者D（丼物チェーン）が丼ものに向いた大粒品種（アケボノ）で複数年契約（1千トン／年×5年間）を締結し、取り組み開始。

◆全国の需要動向を反映して、生産数量目標が毎年減少せざるを得ないため、数年後には、生産数量目標を守りつつ契約数量を確保することが困難に。

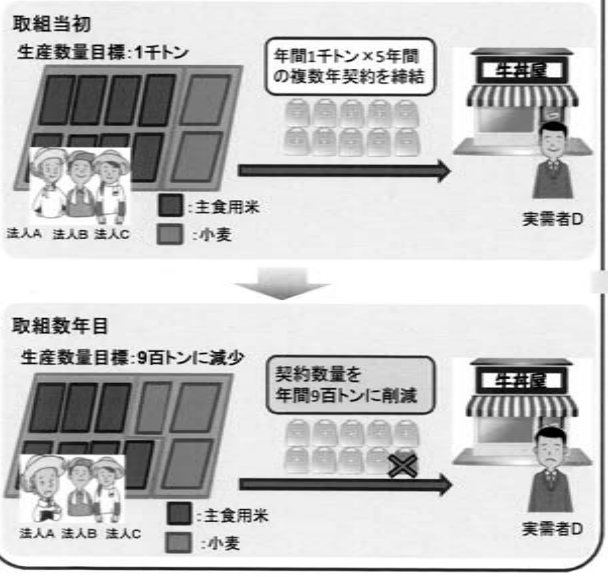

＜見直し後＞

◆農業者自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を行うことが可能となり、複数年契約による安定的な取引が促進され、生産者・実需者ともにWIN-WINに。

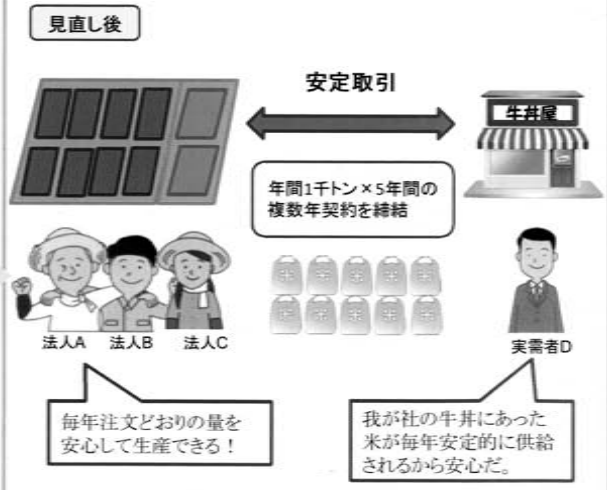

す。そして、国としては、情報発信とインセンティブを飼料用米等について行う。それから、産地資金も、この後ご説明しますけれども、充実をして、ほかのものもいろいろ作るための支援もふやす。

一七ページの下のイメージの農家さんのところで、箱の中のブルーの主食用米のところとピンクの非主食用米のところが線で分かれていなくて、色だけ分かれていますが、ここは、経営判断で状況によって動くと。そのときに、こっちもあるし、こっちもあるということで、しやすい環境も整えるし、ベースとしての地域作物はこういうものもあるしということで、こういうのは米屋さんや集荷されている方などにはわかりやすいことだと思いますし、大規模農家さんだとイメージがわくのかなと思いますが、これが我々の考えている、五年後、行政からの数字よりも、実際上の自分の販路などでやっていきましょうという世界であります。

国が行うきめ細やかな情報発信については、具体的には、今も毎月一回、マンスリーレポートのようなものも出しているのですが、例えば、もっと銘柄を増やして、載っている銘柄は数が限られているので、もっと情報をとってとか、在庫などの情報は全国一本なのですけれども、これも県別に、「おたくの県の在庫はまだこんなにありますよ」みたいなことだったりとか、販売の状況で、「この県はよく売れている」とか「ここは売れていないね」みたいなことの情報収集を強化して、皆さんのところに戻そうということで、今年の春からやっていこうということで、今、準備中であります。

水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金ですが、これは先ほどいいましたように、経営の判断で動けるように、インセンティブをということです。それから、飼料用米につきましては、片一方で捨てづくり問題というのがずっと指摘をされてきたところがあります。一〇アールで八万円もらえるものですから、極端にいうと、種を播いた後、何もしないとか。生産性向上ということにきちんと取り組んでいただく、きちんと作っていただくという世界を入れていかないといけないのではないかという問題意識が我々にはありました。

そういうことで、水田活用の直接支払交付金の中で変えたところというのは、飼料用米、米粉用米のところが収量に応じて五五、〇〇〇～一〇五、〇〇〇円ということで、上限・下限つき数量払いということになります。設計としては、標準単収値ということで、具体的な数字は全国の平年収量五三〇kgで入れてありますが、実際上は生産数量目標を個人ごとに配ったときに面積換算をす

る配分単収があります。これが真ん中に来るということになります。

例えば、市町村で、平らなところと中山間と山間とで単収を分けていたりします。そうするとそれぞれ違う単収ということになるわけですが、それを真ん中にして、そのときに八万円で、一五〇kg多いところが一〇・五万円、一五〇kg少ないところが五・五万円という傾きであります。とれるかとれないかという問題ですけれども、実際上、全国ベースで六八〇kgより多くとっている事例というのは、今の面払いでも、今は収量を情報としていただいていますが、五%ぐらいはあります。平均は、捨てづくりがあって四八〇kgかそんなものになっています。現場へ行くと、「条件の悪いところで飼料用米をつくっているのだから、収量がとれない」といわれるのですが、条件が悪いところでも面払いで八万円もらえますから、それは量に応じてお金が入るほうはいい田んぼを使い、面でもらえる部分は収量が低い田んぼでつくるということもあると考えています。

飼料用米専用種普及の課題

それから、多収性専用品種の種子の確保の問題があります。それは、こういう傾きにしたということもあるのですが、産地交付金に、取り組みが行われたのを確認してから追加配分するというのがありまして、それに多収性専用品種の取り組みとして、一〇アール一万二、〇〇〇円お支払いしましょうと。

我々は、一〇アール一万二、〇〇〇円というのは、種を買うのもお金がかかりますし、コンタミ防止対策とか、肥料もふえるとか、そういうことで、慣れていないところへ専用品種を入れると、いろいろ経費も手間もかかりますし、専用品種でやっていただくほうが、慣れれば収量も増えるしという中で、背中をちょっと押すというようなことでつけたのですけれども、これは専用品種の種の領収書があれば一万二、〇〇〇円もらえるのかと考えた農家が種子を手に入れようとしたこともあるのではないかと思っています。

先ほど申し上げましたように、平成二〇年から飼料用米もずっとやってきていまして、そういうところは自分のところでどういう作り方をしたらどんな収量になるのかとか、経験も何度か踏んでおられて、収量も上げておられたりしています。

我々のほうも、そういうことで栽培マニュアルのようなものもまとめて、今回の施策も入れて更新をしていますけれども、蓄積があるところは種もきちんと確保されていますし、栽培の技術もあって、時代が来たというところはあるのですが、多収性の専用品種もそれに合った

飼料用米に対する数量払いの導入

◆ 数量払いの導入

➢ 単収向上の取組へのインセンティブとして、生産数量に応じて交付金を支払う数量払いを導入。

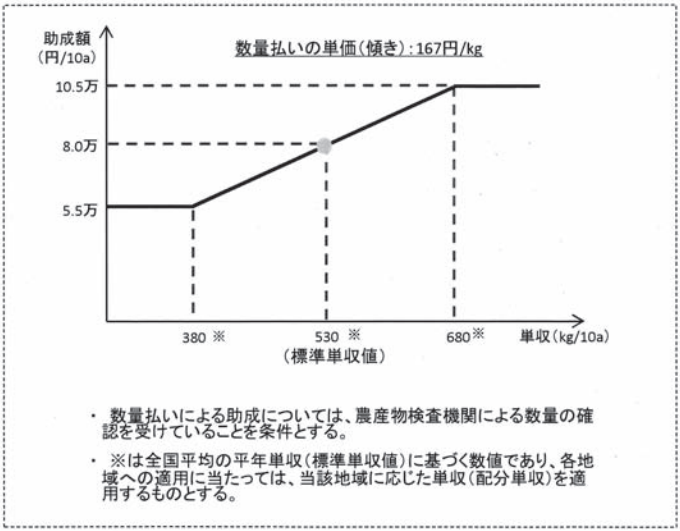

◆ 多収性専用品種の導入に対する産地交付金の追加配分

➢ 多収性専用品種の取組に対し、1.2万円/10aの産地交付金を地域に追加配分。

作り方をしないと性能の発揮が難しいので、我々は県や農家の皆さんとお話しするときには、やったことがないときはまず試しましょうということで、いろいろな情報の中から、県の試験場とか普及員さんとも相談しながら、こういう作り方がここには合うよということを確認しながらやっていきましょうと。それが本当に定着を目指す道ですよと。

普及関係でも、飼料用米の会議や餌としてやる場合のいろいろな研究もありますので、そういうことを申し上げています。そういう点では、種の問題も、県といろいろ情報交換しながら、できるだけ過不足がうまく調整できるように情報を共有しながらやっていますが、県のほうも、専用品種を進めていくということになると、栽培方法なども指導できるようにいろいろ実証してみてという思いもありまして、まだ需要に対して供給が足りたというところまでは

いっていないのですが、自家採種で発芽率のいいものはいいよとか、転用みたいなものもあるということにしたこともあって、一二月頃にとったときよりは、供給のほうも頑張ってきているという状態です。

私どものほうも、欲しいという方にはできるだけ種が供給できるようにということで、各県や独法などと協力してやっています。そして、二七年には、各県できちんといくように、種の生産を二六年にしなければいけませんので、そういうところもいろいろ県とご相談しながらやっています。そうすると、段階とか地域によりますが、頑張っていただくと八万円よりは多いという世界はそれなりにできるだろうと思っています。

米粉用米

戦略作物助成のところは、変えたのはそこだけです。

米粉用米も同じかというお話があると思うのですが、米粉用米は最近、作付面積が減っています。米粉を使った製品自体は堅調に種類もふえましたが、ボンと伸びるだろうと思って、米粉用米の生産が先行しまして、製粉のところに米の在庫がたまったので、在庫調整をされると米の生産のほうが減るという状態で、米粉を製造している皆さんからお聞きをすると、大分、在庫調整も進んできたよということでお話をお聞きします。

米粉の場合は、その先の米粉製品の需要をふやしながら、米粉用米をあわせて増やしていくという取り組みが必要でして、現状でいくと、課題としては、米粉用米の値段は安いのですけれども、米が堅い分、米粉を製造するコストが小麦粉を作るよりも高いということがありまして、ここをもう少し何か工夫をして下げる努力が要るということで、二五年度から、米粉の製粉企業に幾つか組んでいただいてそういうチャレンジをしていただく事業とか、単独の米粉製品だけではなくて、小麦粉とミックスした形の中で新しい製品をつくっていくような商品開発を進めるなど、そういうことを支援する事業をしています。

消費者の皆さんの認知度を上げつつ、商品を開発していただき、米粉製品の需要を開きつついくという点では、同じ枠組みにしていますけれども、流通上の問題など餌の場合にもきちんとしなければいけない課題はあるのですが、四五〇万トンを目標にしてつくるといっているわけではないのですけれども、肉質などは変えないで利用可能量としては四五〇万トンあるという、飼料米のほうが潜在的な需要はあるということで判断をしているということです。

充実させた産地交付金

あと、変わったところは、産地交付金というところです。今までは産地資金ということでしていたのですけれども、「水田フル活用ビジョン」というものを地域で作っていただいて、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取り組み、②地域振興作物や備蓄米の生産の取り組み等とありますが、こういうものを目標を立てていただいて、三年後にこの品目をこのぐらいの面積にしましょうとか、単収を上げるために大豆の排水対策の実施面積をここまでに増やしましょうとか、そういうことを決めていただいて、その取組みの支援単価を決めていただいてそれを後押しするということで、産地交付金の額を充実をしています。

産地交付金としては、パンフレットの三ページ、水田フル活用のところに青字で入れてありますが、産地資金が二五年度は五三九億円であったものを、二六年度は八〇四億円ということで、二六四億円を増額しています。その中にも二種類ありまして、ひとつはあらかじめ県段階に、この金額の枠内でいろいろ検討してくださいということで、当初に金額をお示しする、使い方は地域で決められて、確認をして国が支払う。地域は頭を使って、我々は体を使うというのが産地交付金です。

もうひとつは、こういう取り組みが行われたというのを確認をしてから配分をする追加配分の部分です。ここも二五年は備蓄米だけだったのですが、飼料用米、米粉用米の多収性専用品種とか、加工用米の三年間の複数年契約をした場合とか、こういうことにお金を積み増しています。

そばと菜種は、戦略作物助成から産地交付金のほうへ移します。これも地域でまとまって地域振興的な視点を入れつつきちんと作っていただきたいということで、そばも随分捨てづくりが問題になったのでこちらのほうへ移しました。二六四億を充実して、それぞれ品目などを選んでいただいて、地域でのいろいろな作物の振興を進めていただく。

地域で策定いただく「水田フル活用ビジョン」ですが、昔作っていた「水田農業ビジョン」に似ているといえば似ていますが、我々としては今回を契機に、それぞれの地域でどういう品目をどのように作って生産性を上げていこうとか、どういうものを作ってどのように売っていこうということをもう一度お考えをいただいて、地域でそれに従っていろいろな活動をしていただく。これをぜひともしていただきたいと思っていまして、そのための産地交付金であり、「水田フル活用ビジョン」なのだということをご説明をしています。

飼料用米は小規模農家温存ではない

最後にご説明するのは、一五ページですが、飼料用米にインセンティブをつけたら、小規模農家も生産数量目標を守ってお金がいっぱい入ってくるから、構造改革を阻害するのではないかという質問を受けることがあります。今、我々は、多収性専用品種できちんと生産性向上をして作っていこうという方向を出しているわけですが、それはこういう作り方をしていくともっと効果を発揮するし、コンタミ対策もうまくいくというのが、我々が思っているようなことです。

大規模に団地化して、収穫時期が異なる飼料用米を入れて、特に主食用米の後に、どちらかというと多収性専用品種は収穫時期が遅いものが多いので、作業ピークを分散しながら、新しい省力低コスト技術なども入れつつ、団地化をして作っていただく。これによって、飼料用米のコスト低減、さらには主食用米のコスト低減も図りつつ作っていただきたいと。こういう形でやっていけば、コンタミの問題も、これで全面的に解決するということではないですけれども、対応も楽になっていくということで、できるだけこんな形でやっていただきたいと思っています。

ぱらぱら違う品種をつくると皆さんきっとお困りで、出てくるのは、「コンタミするから、主食用品種でやるよ」といわれることがあるのですが、我々としてはこういう形でやっていきましょうと。もっといえば、これで全体が省力化できればさらに作れるところが増えるという中で、不作付地などにもちゃんとやっていきましょうよということもいいながらやっています。

「飼料米イコール小規模農家生き残り」というつもりは我々としては――当然ながらそういう対応も一部ではあるとは思いますが、多収性の専用品種でちゃんと対応していくなら、こんな絵姿でないとなかなか難しいということだと思っていますし、こういう方向へ進めていきたいということで、体制整備なども、いろいろ支援措置も組んで進めているということであります。

以上、ご説明を終わらさせていただきます。

戸別所得補償つぶしにこだわりすぎた？

谷口　ありがとうございました。なかなか聞けないようなお話も聞かせていただきましたし、事前にお配りした質問にもほぼお答えいただいていると思います。幾分欠けているところがあるかもしれませんけれども、それは皆さんの質問の中で活かしていきたいと思います。

まず、私のほうからですが、質問用紙に書いたように、「戸別所得補償政策の痕跡を断つことに執着し過ぎたの

水田活用の推進（飼料用米の振興）による構造改革の促進

〈従来〉

◆法人Eでは、配分面積どおりの主食用米と飼料用米の生産により水田面積を維持。
◆多収・低コスト生産の取組は行われていない。
◆作業ピークがあり、法人Eは規模拡大が困難な状態。

交付金の充実を契機に、作付体系を変更

◆取引している大手養豚業者の要請に応じ、主食用米と作期の異なる飼料用米を作付けることにより作業のピークを分散し、多収・低コスト生産に取り組み、周辺農地を引き受け、規模を拡大。
◆多収品種（800kg台/10a）や低コスト技術の導入、機械の効率的利用により、大幅（4割）コスト削減を実現。

〈今後〉

◆飼料用米の成功を踏まえ、外食・中食向け多収品種を導入するなど、主食用米にも同様の手法を導入し、法人における米の生産コストを4割削減。
◆主食用米の効率化によって労働力に余裕が生じ、規模拡大が可能となり地域の不作付地を解消。

レーザーレベラー均平

無人ヘリ基水直播

無人ヘリ防除

圃場での立毛乾燥

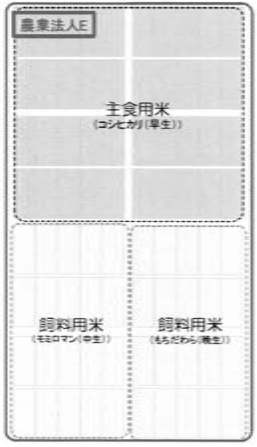

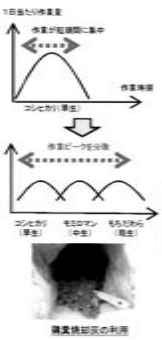

籾殻焼却灰の利用

低コスト仕様農業機械

◆大手養豚業者が飼料用米を給餌した豚は、"脂身が白くおいしい"と評判のブランド豚肉として販売され、地域の農業産出額はさらに増加。

配合飼料（米使用）

ではないか」という点と、「特に、米の直接支払交付金」のところで「構造改革にそぐわない側面がある」と農水省がいっているのですが、農水省自体が数年前は「構造改革を促進している」といっていたはずなんですね（笑い）。これはつらいところですね。

鈴木課長　ここのところは、「痕跡を断つ」といわれるとあれなのですが、実は後ろに同じようなQ&Aがあります。

流動化は進めて、担い手の方にやっていただかなければいけないというのは、先ほどありましたように、基幹農業従事者数の年齢構成などからいって、それを喫緊の課題として取り組まないと、どうこういってみても、面倒をみる人がいなくなって田んぼや畑が植えつけられなくなってしまう部分が出てしまうという危機感があって、そういうことで、農地集積についての強力かつ新しい方式を出してきたということが一つあると思います。

秋に、民主党の先生から、「我々のは緩やかな構造改革を施行したのだ。その使われた状態で維持しつつ」というお話が国会でも議論されていたのですけれども、実態からみて、集めるほうを早急にしなければいけないというほうを強化したというのを書くと、こういうことになると。今のは二七ページにあります。

谷口　とにかく、米の直接支払い交付金を直ちには廃止しなかったというあたりが、精いっぱい努力したということで認めてくれということですか。

鈴木課長　特に大規模農家さんほど影響が大きいというお話がありました。というのは、収支を見通した上で融資を受けてとかとされている中で、そういうところはきちんと配慮をしないといけないということで、四年間の経過措置というのを設けるということにしています。

構造施策を今強力にしないと、人的な面で使えない農地がふえてしまうということがあって、ああいう手法を入れて、面的にもつながった形で効率的に使えるようにということで。そういう路線で、緩やかにではなく、早急にいい形にするということを考えたということです。

関税で保護される米に所得補償は不要か？

服部　農水省資料の二七ページのことが指摘されたので、読んでみて、私の感じを述べたいと思います。あえて課長の答えを求めようとは思いませんけれども。ただ、私はこれを読んでびっくりしちゃったんです。

一点目は、例の新浪さんなどの提言でもいっていることと同じで、「おコメは高い関税があるから、所得補償制度をしく必要はない」ということを堂々といっているわけです。けれども、所得補償制度をしくということは、まさに経営者に対して、価格が下がった場合に一定の所

得を補償するわけでしょう。それが所得補償制度ですよね。農業経営者の所得が安定的に維持されなければ、規模拡大だってできないわけでしょう。投資資金がなくて、どうやって規模を拡大するんですかという話になってくるわけです。

新浪さんのところ（ローソン）のように、外部企業にお金があって、そこから投資資金をもってきてやるなら、投資資金のことなんて考える必要はないわけです。けれども、農業というのは家族経営が主体なわけでしょう。自分たちの労賃部分がとれて、それを上回る所得があって、それが投資に回るわけだから、だから価格が下がった場合の所得の補償が必要なわけです。関税があるかないかという話じゃない。

新浪さんがこういうことをいうのは、自分は外部企業から金をもってこれる人間だからです。農水省が同じ論理を使うというのは情けないと私は思うのです。農業は家族経営が主体だということを前提にしていないじゃないですか。はっきりいって、情けない。

二点目に、「交付金を受け取ることで、安定的な販路を切り開いて経営を発展させる道を閉ざしてしまっている」と農水省の文書はいっている。これを読んだら大規模農家は怒り狂うと思うのです。交付金をもらっていて、販路を開拓しない大規模農家がありますか。こんなことを書くのは情けない。実態を知っていて書いているなら、背信行為じゃないですか。

自民党があいう政策を掲げて政権をとったから、とにかく公約を実現しようと思ってやっているわけでしょう。私はそこに無理があると思っている。でも、こういうことは農林省としては書いてほしくないと思いましたね。

鈴木課長　収入の変動に対するナラシ対策自体は、その前の対象者を、Q2にありますけれども見直す。ゲタと呼ばれるコメの一〇アールの一・五万円に対する分として、地域の維持みたいなものは日本型直接支払という形で出していきます。

服部　これは協定を結んだ集団組織でない限りもらえないわけで、個人には行かないわけでしょう。

鈴木課長　そうですね、集団に対して出します。

服部　話をもう一度元に戻します。こういうことを書かれたら、気持ちがなえちゃうんですよ。新浪さんはこのとおりいうわけでしょう。自分の子会社が農業経営をやっているわけだから、親会社が投資資金を出しているわけだから、赤字になったって、親がそれをかぶっているわけだから。農業は家族経営が主体です。それを農林省がわきまえていないような書き方になっている。

それから、二番目のこういう書き方は、大規模化して

苦労してやっている大規模経営の生産者の人を侮辱しているじゃないですか。福原さん（福原ファーム）とか岩手県の照井さん（㈱西部開発農産）がこれを読んだら、どう思うかということですよ。

谷口　あちこちでみんな怒っている。

服部　それは聞きました。だから、その結果、定額支払いが当初の五、〇〇〇円から七、五〇〇円になったんでしょう。彼らがやっていることを何もみていない。それでいて農林省も生産性の向上だとか構造改革だとかというわけじゃないの。そんなこといえないですよ、大規模農家のやっていることをみずに。

ただ、私は、数量払いは評価しています。本当をいったら、現行政策を継続していって、そこに数量払いを加えてくれれば一番いいのかなと。中間管理機構に土地を集めるというのも、そこに過大な位置づけをしていますけれども、それはそれなりに必要なことだと思います。農水省の資料を読んで、これはちょっとどうかと思った点を指摘しました。

コストの推移を無視したのはなぜ？

谷口　そのほかのところで、どうぞ。

梶井　この資料にコストの推移というのをなぜ入れなかったのですか。

鈴木課長　コストは、これのときには入れていないです。コストは、昨年の六月に、日本再興戦略の中で、担い手に農地を八割、法人五万、それと一緒に、米については全国平均の、一万六、〇〇〇円の四割減に担い手のコストを削減するということで、目標数値を計算すると約一万なのですが、そういうことは政府の目標としてセットされていますので、入れていないとお考えいただくのがいいと思います。産業競争力会議に対して、生産調整とか、水田活用の直接支払交付金で大豆や麦を支援している意義とか、そういうことを説明するときに、どうしてということを理解してもらうためにつくった資料なので。

梶井　競争力会議などは特にコストの理解を求めなければいけないんじゃないんですか。

鈴木課長　政府として日本再興戦略に目標数値を掲げていますので、日本再興戦略は政府の文書ですから。

服部　決まる過程でどうして農林省が相談に入らないの。

鈴木課長　それは日本再興戦略のときに、平均一万六、〇〇〇円ですけれども、一五ヘクタール以上層で大体一万一、〇〇〇円、全算入生産費ですけれども。そして、一万円だとあと一割という世界で、あのときは産業界の協力もということで、資材の単価その他も含めてで

すし、現在の農地の利用の分散しているところが、中間管理機構である程度まとめられるということによる効率のアップその他も含めて、さらに大きくなるというところも含めて、あと一割という世界は、技術的なものとか収量的なものも入れれば、目標としてはいけるということでセットしました。

梶井　だから、競争力会議にこういうデータで説明しているとなれば、そのときになぜコストのことを同じように説明しないのだろうと思うけれども。競争力会議の人たちは、農産物のコストにどういう概念をもっているんですか。工業製品のコストとは随分違うところがあるわけですよね。そのコストの違いをどのくらい理解しているのかと。

鈴木課長　そこはご理解はされていると思います。

梶井　してないよ。そこが問題だと思う。

稲作コストの4割削減の基準は？

服部　でも、四割削減するということは、日本の稲作の……。

鈴木課長　四割なんですけれども、担い手のコストが一万六、〇〇〇円水準の四割減なので、現状が一、一〇〇〇円ということで。平均一万六、〇〇〇円を九、六〇〇円にするとはなっていません。担い手の生産コストを今の平均の一万六、〇〇〇円の四割減にすると書いています。

服部　じゃあ、担い手というのは平均規模の……。

鈴木課長　担い手の平均規模とかはそこには書いてありません。

服部　そうしたら、四割削減というのは意味がないじゃないですか。

谷口　将来的には、担い手が八割とか、そういう面積を占めてくれば、平均にかなり近づいていくという考え方はあるわけですね。

梶井　それはきちっとした説明が要りますね。四割削減というのは何を基準にして。

鈴木課長　基準というのは一万六、〇〇〇円ですけれども、比較をして四割削減といっているところは、全国平均の稲作のコストではないです。

梶井　それはわからん、そんなこといわれたって。

鈴木課長　間違いなく日本再興戦略にはそう書いてあります。ただ、あと一割というのも結構大変だというのは担い手の皆さんからもいわれていまして、今度、技術会議が補正予算で、そういう実証事業を二年間やれるお金を一〇〇億とっています。この前、技術提案会が各地域であって、二月中旬からの技術提案会に出てこられた皆さんは、三〇ヘクタールとか八〇ヘクタールの経営の

方がいろいろ研究の方と組んで、コスト低減とかいろいろなことの取り組みでご提案をされていますけれども、こういう取り組みをもっと進めていくのが私達の仕事だと思っています。

服部　将来、四割コストを削減するという担い手は、それはどういう担い手を想定しているのですか。

鈴木課長　六〇kgで九、六〇〇円とか一万円ぐらいの水準の生産ですが、イメージしているのかといわれると、僕はそういう点では生産側ですけれども、経営規模的には二〇ヘクタールとか三〇ヘクタールはやっていただかないと、そんな水準というのはなかなか難しいかなとは思っています。

服部　でも、今だって、生産費調査をみてみれば、一五ヘクタール以上というのは平均に比べたら四割ぐらい低いわけでしょう。

鈴木課長　いえ、三割です。なので、一万一、一〇一円かそんなものだったです。

服部　それを一割下げようというわけか。

鈴木課長　はい。

服部　だったら、そういわなきゃいかんですね。今までの言い方だったら、日本の稲作の平均生産費自体を四割下げるというふうにしかとれないですよ。

鈴木課長　いや、文章にはきっちりそう書いてありま す。日本再興戦略自体には。

服部　そうなってくると、もう生産調整廃止と同じだな。

鈴木課長　いえ、生産調整廃止なんてだれもいっていませんよ。

服部　いっていないけれども、あたかもそうじゃないかと。

鈴木課長　世の中でいわれたのは減反の廃止です。

どこからどこまでが米政策の転換か

谷口　私からの質問ですが、きょうもどういう話をされるか、質問の趣旨が不十分なままレジュメを出してしまったのですが、そこには「水田フル活用と米政策の見直し」と書いたんです。それで、問題は、世間一般で、例えば私に講演の依頼が来ますと、「先生、米政策が変わったので、お願いします」といわれたときに、「水田フル活用」を飛ばして、「米政策の見直し」だけでいくかというと、私自身がそれではやれないんですよ。

現実には、「水田フル活用と米政策の見直し」と、そのほかに、「経営所得安定対策」も含めないといけない。この三つを含めて初めて米政策と呼べるのに、二つを切ってしまって、すかすかのところで「米政策の見直し」と呼んでしまっているわけです。

もっというと、全体として「四つの改革」って何なのかというのはいまだによくわからないのです、このパンフレットをみると後ろのほうに四つの連絡先が書いてあって、分からなかったら「ここに電話してください」と書いてあるのだけれども、政策の一個一個についてはわかるのですが、全体についての質問の場合はどこにかけたらいいかが全然わからないんです。つまり、政策体系全体を余り意識しないで、そういう寄せ集めでいいと考えちゃっているんですかね。

鈴木課長　きょう、ここから話し始めたのは水田フル活用と米政策の見直しというテーマであったからですが、全体を話すときは、農水省も農地集積で担い手をつくって新規就農者をふやす対策も非常に強化をしています。この施策というのがまず一番目にあって、その次に、農業を担っていただく方に対する施策、経営所得安定対策というものの見直しがあって、こういう対策によって、担い手の方は、一〇年後は八割ですけれども、八割とはいわず、大宗を占めてくるという点では、コメの世界から水田を使うという世界はどのようになるのがよくて、そこへ向けてどうしていくのかというのがここの世界です。

これだけだとなかなかつらいというのは、水路の管理とかいろいろなものに参加していただく人数が多いほうが楽とか、そういう点では、地域でいろいろな活動をというときに、ここの世界というのは、今までほかの農家以外の方も入った集団という形で農地・水のところが始まっていたところを、さらにもうちょっと基礎的な活動は農業者の人の集まりだけでいいというところまでやるということで広げて、地域を維持し、農地を維持していく基本的な払いをと。

この流れで説明をすると、「こんなものか」と思っていただける施策の体系なのですけれども、四つをまとめた名前はないのです。

地域政策の範囲とは

梶井　この地域というのは、おおむねどの辺のことを考えているのですか。

鈴木課長　ここでいう地域と呼ばれるものは、基本的には集落ということです。二〇ページです。

谷口　農業者だけでもやれるという感じですものね。

鈴木課長　そうです。これが農地維持支払のところの新しくできたもので、のり面の草刈りとか水路の泥上げとか、こちら側は対象もふやして、農家だけの集まりでいい形にしたというのが、今の日本型直接支払制度です。

谷口　今のことに追加の質問をもしするとすれば、本

当に農地維持支払を出したいのだったら、農地を農地として使ったらオーケーと簡単にしてしまったらよかったなという気がしますね。集団活動でとやった瞬間に、また定義から始まって、現場の人にとっては話が面倒くさ過ぎるんですよね。きちんと作物をつくったという証拠があったら、もうそれで出してやるというので十分じゃないかという気がしたのですが。

水田フル活用ビジョンの策定範囲

梶井　「水田フル活用ジョン」をつくる、その場合の地域というのは？

鈴木課長　「水田フル活用ビジョン」は、都道府県段階は必須です。市町村段階は必須ではないのですが、我々としては、市町村段階でどういう作物をどのように振興していくかが県段階と違う場合には、こういうことにお金を使いたいということ自体が違うので、そういう場合には市町村段階でもお作りをいただきたいと。だから、必須ではないので、県で作られるやつでいいということであれば、県段階のものだけでもいいですけれども、県段階と市町村段階です。

梶井　「水田フル活用ビジョン」は県レベルが……。

鈴木課長　必須です。それがないと、産地交付金が払えなくなります。

梶井　そうすると、市町村段階は……。

鈴木課長　必須ではないですけれども、例えば、ジュンサイを俺のところで振興しようとしています。そうすると、秋田県中でジュンサイではなくて、ある町がジュンサイをしたい場合は、その町で「水田フル活用ビジョン」を作っていただいて、ジュンサイを作るのに一〇アールで二万払うと書いていただかないと産地交付金は払えません。品目を国が指定をしませんので。

谷口　自分で考えなさいということなんですね。

秋山　県の段階で多品目をバーッと並べておいてもいいということですか。

鈴木課長　市町村側からみて、あれで俺のところは十分やれると思われれば、必須にはしていません。なので、実際上の四七県の対応でいうと、これまでも県が一本でつくって、市町村段階でつくっていないところもありますし、逆に、各市町村で工夫を凝らしていろいろな支援をつくっているところがあって、そこはある意味、県と市町村の間の分担があります。

秋山　前の「地域水田農業ビジョン」のときには、市町村段階でやりましたね。担い手のリストアップも含めて。今回の場合には、担い手などのリストアップというのは特に入ってこないから、交付金の……。

鈴木課長　それは人・農地プランがありますので。

秋山　交付金の配達ルートというと変ですけれども、それの部分になっていくような仕掛けになっていれば、一応、「水田フル活用ビジョン」はオーケーということですか。

鈴木課長　目標を立てていただいて、特に今回充実をした部分は、きちんとそういう目標の達成のために使っていただくことにしています。先々、達成度合いなどをみて、配分の仕方を変えたりとか、「こんな目標を立ててやったのだけれども、一割しかいきませんでした」というところと、「一〇〇％いきました。次は超したいんです」というところは、こちら側にお金をあげるほうが、日本全体としてはいいですから、「一割だけれども、既得権だ」とかといわれても困ります。

梶井　一四頁には、「都道府県段階及び地域段階の協議会での検討を経て作成」と書いてありますね。だけどこの地域段階の協議会は必ずしも必要ではないと？

鈴木課長　そうです。必須にはしていません。

梶井　都道府県段階及び地域段階と書いてある限りは、皆さん地域段階でも作る必要があると考えるのでは…。

鈴木課長　説明会で質問が出ますし、今作っているところと作っていないところがあるので、そのときには、県で一本のやつで十分皆さん地域でお考えになられることが実現できるのであれば、それでも作れとはいいません、と答えています。

梶井　それはちょっと曖昧だな。

鈴木課長　基本的には、二段階で作っていただきたいと思っていますから、そう書きますが、どうしても作らなければいけないかという義務づけをしているかといえば、そうではないです。

秋山　これは時期が六月までだからというわけではなくて……。

鈴木課長　時期は五月末までなのですけれども、みんな農家さんたちがどうしたらいいのかこれをみて考えるので、できるだけ早く作ってとお願いをしています。それぞれ県とか市町村さんとか農協さんなどと相談をして、こういう品目をこういうふうに進めていこうということで、単価を決めるわけですね。

それをみて農家さんが判断されるところもあるので、五月三一日ぎりぎりで出てきてということになってしまうと効果が下がるので、もうちょっと早くしましょうとお願いをしています。特に今年は、一三一億、最初にお示しする分を充実しましたので、ここで知恵を皆さんでお使いいただいて、地域で作物が増えていくようにしていただきたいと思います。

梶井　この書き方だと、地域協議会の義務だと思って

しまうけれどね。

鈴木課長　なので、説明会で質問が出て、説明しています。でも、「任意です」とは書きたくないところもあるのです。

梶井　一四頁の下に描いている図などは、この地域というのは各集落レベルでやるのかなという感じをもちますよね。

鈴木課長　ここでいう協議会は、地域再生協議会で、県や市町村段階にセットされているもので、我々はそれを前提にして書いています。まとまって作っているところもあるので、市町村段階とも書きづらいところもあったと思いますけれども。

梶井　場所によっては、今も地域レベルの話し合いを随分進めているところがありますよね。必ずしもみんながみんなじゃないけれども。これはそれを義務づけるのかと思ったら、そうじゃないんだな。

鈴木課長　はい。お金を自分たちでこういうふうに使いたいと思うところは、お決めくださいというものです。

三つも作らねばならないプラン

谷口　そのこともすごく大事ですが、同時に、つくるプランが三つもあるということのほうが現場では問題で、農協グループはそれらを束ねて地域でやれと号令を出したわけですね。でも、去年の段階の調査だと、人・農地プランと地域営農ビジョンとをほとんど一体でやっているようです。一体というのは、範囲も大体一緒だし、青年就農給付金をもらうというところにまず反応していて、市町村レベルの人・農地プランに止まり、地域のプランとか集落のプランになっていなかったところから、今、徐々に広がり出してきているというのが実態だと思うのです。

　問題は、そこのところの書類づくりをできるだけ簡潔にできるように、弾力性をもたせて運用してもらわないと、現場の人たちはやっているうちに嫌になってしまうという心配がちょっとあります。

鈴木課長　一四ページですが、「水田フル活用ビジョン」の内容として○が二つありますが、下のほうの○は、今の産地資金も同じ枠組みですので、同じ様式で、何にどういう取り組みをというのを書いていただいているのを、リニューアルをしていただくということですし、上が、作物ごとに、飼料米をこれぐらい作るぞとかというのは書いてくださいと。三年後というのがあるかという問題は確かにあるのですが。それで、水田農業ビジョンでおつくりのものがありますよねということではあるのですけれども。

　ここは、現地の説明では、五月三一日までの話は、五

月三一日で締め切りが早いという話が何ヵ所かで出ているのですが、みんな「済みません、農家さんのために頑張ってください」ということで。

米の直接支払交付金減額は生産調整を困難にする

秋山　個別所得補償の減額ないし将来廃止という話ですけれども、大きい農家の利用率が高いというのは確かにそうなのですが、これがなくなってしまうと、小さい農家が生産調整に協力していくメリット、やろうというインセンティブがほとんどなくなってきませんか。

　経営所得安定対策の前のときにも、小さい農家は「じゃあ、どうせうちはコメだけだから」みたいな感じで、転作に余り関与しなくなっていくという形が随分広がったというのを私は現場のほうでは気にしていたのですけれども、もう一度そういう形になっていったときに、大きいほうの農家はどちらかというと転作を担わなければいけなくなってしまって、小さい農家のほうがむしろ稲作をつくってしまう。

　そこに関しては、余ってきた分の需給調整は大きい農家が面倒をみなければいけなくなっていって、さっきのでいくと、なおかつコスト四割という話でいくと、水田の面積で二〇ヘクタールですから、ということは、転作も半分ぐらいやるということになると、四〇ヘクタールぐらいまでやっておかないと採算は合いませんという話ですよね。

　そういう形の需給調整のやり方を過剰を生まないでやっていけるというのは、前の経験からいくとなかなか見通しづらいのかなという気がするのですが。

鈴木課長　個別のときと今度ので、小さい農家さんというのは、三反百姓さんとか三〇アール未満というと、どちらも余り支援は受けていません。

秋山　自給程度の部分はそうだと思うのですけれども、下手すると一ヘクタールぐらいまでは「もうコメだけでいいや。近所に配っていけれるから」という感じの農家というのは結構いらっしゃいますよね。その辺が生産調整に協力しなくなってきて、結果として、需給は県単位でみていくのだみたいな話になっていったときに、結構しんどい話になっていくのではないかという気はするのですが。

鈴木課長　多分、既にそうなっているのだと思いますので、近所で配られた人はコメを買わないので、売り先をちゃんとつかまえて、売れる分だけきちんと経営をお考えの方には作っていっていただくという、配分に頼らない世界というほうが現実には多分合っていると思います。

秋山　それは集荷団体ないし大規模農家が自分の販売

先を含めて需給調整をしていくイメージですよね。

鈴木課長　需給調整というか、売れる分だけ作るということですね。

服部　だって、売れる分がわからなければ……。

鈴木課長　なので、結びつきを強めるとか、全体の状況をみながらですけれども、販売の戦略に従って作っていただくということと、県ごとの需要実績ではめるということの差です。全体でみたときの需要は現実として下がっているということとか、いろいろな情報は少なくとも今よりももっとお出ししつつということですが、今申し上げたような、きちんと販路をつかまえていただいて、そういう経営の戦略とか販売の戦略に従って作っていただく。そういう世界へ頑張ってみんなで行きましょうと。私自身もそちらのほうがいいのではないかと思います。

より重要になる生産契約

矢坂　契約を結ぶのは、川上の在庫リスクなどを川下のほうにもっと負担してもらうためですか。

鈴木課長　契約の時に、川下に負担という形でいくかどうかというと、供給責任を川上側が負わされる重さのほうが重いのではないかと思っています。野菜で加工業務用を結構やりましたので、あっちのほうがもっと作柄の振れは大きいのですが、約束した分はきちんと供給をするということでリスクを負うのは、どちらかというと生産側のほうかなと思います。

コメのほうは、野菜などに比べれば作柄の振れ自体は少ないと思いますが、供給側のほうが約束を守るのはつらいのではないかなと思います。みんないっぱいいっぱいには契約してこないので、それは買われるほうもですし、売るほうもだと思いますけれども。

矢坂　契約しない部分をバッファーとして残すのが一般的でしょうね。川下の事業者もリスクを避けて契約に弾力性を持たせたいと考えるでしょうから。

でも、需要に合った生産をということを突き詰めていけば、価格による需給調整に期待しない限り、卸は文書で契約しなさいというようになりそうですが。

鈴木課長　そうですね。口約束よりは、きちんと契約は結んでいただく形のほうがと思います。価格の決定の条項をどう決めるかとかというのはありますけれども。

服部　コメの生産者は、大小あわせて一〇〇万人ぐらいいるわけでしょう。

鈴木課長　今はそうなのですが、ここ一〇年ぐらいですごく大きく変わるという非常に危機感をもっています。

服部　半減したって、五〇万ですよ。

鈴木課長　五〇万ですけれども、五〇万で今の体制ではとても面倒み切れないですから。

服部　需給調整の話ですよ。五〇万の人間が生産サイドにあって、それが需要に合った生産を行うといっても、自分たちには正確に需要量は分らない。それが需要なんです。当然、契約するところはあるでしょうけれども、それは生産の全体の一部なんです。契約した量だけ生産しているわけじゃないでしょう。

鈴木課長　そういう点では、集荷業者さんというのが五〇万との間では一つのキーになると思いますけれども、コメも川下側がどんどん外食とか中食とかになっていく中で、流通の仕方というのは価格面でも量的な面でも安定を求めるものが非常にふえてくるのは間違いがないと思いますし、安定的にやっていけるようにしていく部分がふえていくのだと思います。そうしていかないと、それこそ牛丼の値段がコメの値段にリンクして動くなんてできませんといわれるとおりですし。ですから、そういう部分に対応して安定的取引がふえていくのだと思います。

服部　それはそうだと思いますよ。だからといって、それが全てではないわけです。そこをすりかえちゃっているわけです。

鈴木課長　ですから、それこそいきなりやるというのではなくて、五年後という共通の目標年次は掲げつつ、みんなで五年後を目指してやっていこうということです。そういう点では、よくできた文書だと思うのですけれども。

服部　あり得ない事態を想定して、それで需給調整ができるのだと、そんなうまい話はないわけです。

鈴木課長　例えば、非主食用米のようなものの定着状況とか、そういうものをみながらとありますように、インセンティブを高めたものから、外食・中食との安定取引とか、そういうものも含めて、どれだけこういう考えで生産面・流通面でいろいろなものが定着してきたかということをみながらやっていくことです。

五年後に止めるのか見直すのか

谷口　今の点に関連して、一六ページの説明ですけれども、非常に微妙な文章で練られていて、「国が策定する需給見通し等を踏まえつつ」と「国」が入っていますね。そして、「生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう」とあって、最後のところですが、ここにはもう一回「行政」が入っているんですね。ここは「・」で一体なんですね。ここのところの読み方ですけれども、「行政」と書いてあって、「国」とは書いていないんです。

国のほうは一体となって取り組むけれども、ここで情報だけで役割を終わるよというのに対して、農業団体のほうは、五年後にもう一回きちんと見直すのだと。今見直したのではなくて、五年後に見直すのだというニュアンスでとらまえている人たちが、末端に行くほどいっぱいいるわけですよ。

服部　日本農業新聞自身がそうとらえている。五年後に最終判断するのだと。また、これはそう読めるわけですよ。

谷口　読めるかどうかはわからないけれども、両方とも読めるようになっている。

鈴木課長　五年後に判断するとは書いていないと思いますし、それこそ「定着状況をみながら、五年後にこうなるように頑張ってやっていきます」と書いてあるのです。

谷口　そう。そして、五年後に考え直すのだと(笑い)。

鈴木課長　そういう点では、どこまでどういうことがいったのかというのは毎年の積み上げだと。

服部　よしんば、生産者主体の需給調整を前提にするにしても、コメの場合には、ちょっとした供給過剰がガタッと価格の下落になるわけでしょう。それは日本のコメの特性だと思うのです。需要の価格弾力性が物すごく小さいわけです。こういうことをやるなら、なおさら価格の下落に対するセーフティネットが必要で、それがあればまだ話はわからないでもない。ところが、そのセーフティネットに関しては、対象者を認定農業者に限定するというわけでしょう。だから矛盾しているんです。

鈴木課長　ここは規模要件を外すことにしています。

服部　でも、収入変動緩和対策に入るには一定のお金を出すわけでしょう。

鈴木課長　そうですね。

服部　だったら、お金を出す人はだれでも入っていいとすればいいじゃないですか。

鈴木課長　それこそ認定農業者にどんどんなっていただいてということです。

服部　いやいや、認定農業者じゃなくても、「私はお金を払います」という人、それは意欲のある人ですよ。

鈴木課長　意欲のある人はみんな認定農業者になって……。

服部　それはわからないですよ。認定農業者になっているかいないか。いなくたって、今後そういうことを考える人はでるわけでしょう。それをなぜクローズにするのか、私は理解できないです。オープンにすればいいのです。

谷口　認定農業者自体、物すごく高いハードルというものではないわけでしょう。規模要件が最初からあるわ

けじゃなくて、やる意思があって、五年後に経営改善計画を立てれば、地域で認知されるのだから。

服部　だって、審査するわけでしょう。

鈴木課長　それは改善の目標を立てていただいて、計画を立てて……。

服部　それは行政の側あるいは農協の側の見方です。でも、生産者の側に立ってみれば、自分が申請して通らなければ、認定農業者になれないわけじゃないの。それはハードルがありますよ。行政とか農協はいい。「出してください」と、それなりに要求があれば、みんな通りますよと。それはそうでしょう。でも、それは行政や全中の考え方であって、生産者は違うと思う。だったら、オープンにすればいいです。拠出金を出したい人はだれでもなれる。何でそれをオープンにしないのか、私はそれはわからないですね。

谷口　担い手問題に関してはいろいろ考え方はあり得るので、服部さんのそういう意見もあるということで。

生産数量目標が激減したが

堀口　別な角度ですけれども、生産数量目標がたしか前年二六万トンぐらい減るということですが……。

鈴木課長　そうですね。七九一万トンから、二六年産は七六五万トンです。

堀口　かなり大きいですね。それを何とか餌米などに引っ張っていけば、米価は横ばいになるであろうということが一応期待されている。餌米が、今までの新規需要米の面積のふえ方をみていると、そう思ったほどふえていないんですね。

谷口　ことし、一万二、〇〇〇ヘクタールも減少したんです。

堀口　その辺の要因と、今回、相当な単収を上げないと一〇万五、〇〇〇いかない。その辺はどのくらい面積を見込んでおられるのでしょうか。

鈴木課長　水稲作付自体が、二〇年から二五年まで大体一緒で、主食用米が減った分を非主食用米が埋めているという構図は、基本的には二六年も同じだろうと思っています。

　そうすると、二六万トン分がある意味、非主食用米に来れば過剰がふえないと思っています。それで、二六万トンがどういうふうになるかですが、備蓄米の買い入れの枠を二五万トンで出して、この間、一八万トンが一回目で落札しました。県別の優先枠をほとんど使い果たした県と全く動いていない県に二分されるような状況でしたけれども、東のほうはかなり来ている状態で、一般枠もかなり埋まっています。

　二五年の実績が、備蓄米が一八万トンでしたので、ふ

える分の七万トンは備蓄米が埋めるかなと思っています。一八と二五の差の七万トンですが。そうすると、二六から七を引くと残りが一九になります。いろいろ現場の声を聞いていると、加工米に頑張って取り組んでおられて、三年契約で一〇アール二万円というのもありますが、もともと地域で欲しいといわれる部分に対して、供給し切れていなかった分がそれぞれのところでおありのようです。

例えば、鹿児島の焼酎に使うおコメとか、そういうのはこれを機にきちんと供給をしていこうということをお考えの産地が結構あります。そこで加工米で埋める分があると思っています。

それから、産地交付金を使って、従来、きちんと麦・大豆をつくっていたところが生産数量目標が減った分について麦・大豆をふやすという動きも正直あります。

あとは飼料用米とほかの非主食用米かなと。

今お話がありましたように、飼料米は二四年に一八万トンぐらいあったのが、二五年に一一万トンぐらいに減っています。備蓄米にいきました。備蓄米はいざというときに国民に供給をするのに必要な分としてもっているのですけれども、その前二年間、七万トン、八万トンと買えていません。それで、産地資金で主食用米と同じ金額を出すということをして一八万トン増えたので、飼料米から備蓄米に動いた分があって、一八万トンから一一万トンに減りました。

ですから、もともと一八万トンまでは実績のある世界というのが一つあります。それから、今、我々のほうで、畜産農家さんと耕種農家さんとのマッチングの促進というのを平成二〇年からずっとやっていまして、畜産農家さんから、「新たにこれだけ欲しいよ」という情報を集めて、今、耕種サイドのほうに流しているのですけれども、新規に農家さんのほうでのご要望が五万七、〇〇〇トン分ぐらいあります。それは生産とうまく結びつくかどうかという問題はあります。それから、全農スキームといわれますけれども、農協さんから全農扱いで配合飼料工場へと入れ込むルートもあります。

そういう点でいうと、二六年は飼料米でさばけないということもないと考えています。

谷口　ただ、そのときに飼料用米から備蓄米に動かしてしまったということは、両方とも食用米品種でやりなさいということなんです。飼料用米専用種を作付したものを備蓄米には回せないわけですから。つまり、飼料用米専用種に対してブレーキとアクセルのどっちを踏んでいるのか、その点がはっきりしない。「一万二、〇〇〇円つけたって、いずれ外れるんじゃないの」と、こういう不信感も生み出しかねない面もちょっとあるんです。

どうなるWCS用稲

小林　飼料用米に数量払いを入れたというのは、服部先生もおっしゃられたように評価できる点と思います。ただ、農家側の受けとめ方は、五万五、〇〇〇円になったという受けとめ方と、一二万円になったという受けとめ方と、両方あるんですね。それは餌米に対してどのくらい主体的に取り組むかということによって違うのでしょう。そこをどのくらいの割合だとこうなると読んでいらっしゃるでしょうか。

もう一つは、もちろん備蓄米との関係もあるのですが、ホールクロップサイレージと飼料米というのは今まで八万円で同じだったのが、そこに差がつくわけですよね。それがどう動くかということを考えて、こういうことをされたのか。

数量払いということでいうと、ホールクロップサイレージについてもやはりそういうものが必要ではないかということは現場でもいわれていて、それは技術的に難しいということもあって見送ったのだと思うのですが、受け取る側からすると、ホールクロップではなくて、飼料用米を作れというメッセージとして受けとめられている。その辺はどのように予想してこう出されたのでしょうか。

鈴木課長　飼料米について、いっぱいもらえるというのと、うちは下がるかなというのは、どのくらいの割合かというのは、今の時点ではわかりません。ああいう形で数量払いを入れることで、それぞれのところで、手間などもいろいろ考えながらだとは思いますが、努力をしていただける仕組みだと思っています。

それから、ホールクロップサイレージは、圃場でいきなりロールでまいてしまうので、重さをはかるのは無理だと思っています。ホールクロップサイレージは、お使いになられる畜産農家さんが近くじゃないとほぼできない仕組みだと思っています。現実的には、田植えをしたら、収穫は畜産農家さんが機械をもってきて刈るという極端にいえば、耕種農家からすると、それくらい省力化した形で行われているところが結構ある。ですから、使う人が近くにいないと成り立たないかなと。ロールをある程度の距離を運ぶというのは、それは飼料米を日本海側から太平洋側にもってくるより無理なことだと思っていますので、牛がいるところにこういう形で結びついてやっていただく方がホールクロップサイレージだと思っています。

飼料米も近くでというパターンもありますし、使い方もいろいろあるので、そういうのもあるのですけれども、ある意味、ある程度の距離――貯蔵、輸送もあり得

るものとして飼料米だと。

小林　畜産側からいうと、逆に、畜産農家があるところにホールクロップサイレージではなくて、ホールクロップサイレージがあるところに畜産をという発想なんです。例えば、集落営農で家畜を飼うという方向でやるとか、立体化するということを考えないと、もう無理だと思うのです。飼料米は確かに流通はいいですけれども、例えばこの間の酒田のように、飼料会社のスクラップ・アンド・ビルドで地元の工場が石巻に統合されてしまい、一度飼料用米を太平洋岸に運んで、また飼料として酒田に運ばなければならなくなった。結局、流通コスト＝飼料用米の売上となって、そうなると、いくら流通に適しているといっても意味がないのではないかと思います。

鈴木課長　本当に畜産を入れられるときに、そこでホールクロップサイレージというのは、耕種側からしても多分ウェルカムだと思います。田んぼも同じ条件のところばかりではないですし、そういう形で牛も来て、ホールクロップサイレージも来て、ロールでまくやつばかりじゃないというのであれば、それは飼料米をとってわらを利用しておいて、貯蔵して、粉砕機などの補助もありますので、そういう形でトータルでできるだけ近場の餌をいろいろな形でつくりながらというのは、十分対応ができると思います。

デントコーンの奨励も必要

小林　むしろそれを奨励するようなインセンティブを、そしてついでにいえば、デントコーンも一緒に、イコールぐらいにしていただければ、使い勝手がいいと思います。

鈴木課長　デントコーンは、三万五、〇〇〇プラス産地交付金でのっけていただくと、結構のっかると思います。

小林　どのくらいいくんですか。

鈴木課長　デントコーンは、飼料作物で三万五、〇〇〇円出て、それこそ産地交付金でデントコーンで畜産との結びつきで。

小林　同じぐらいになりますか。八万とか。

鈴木課長　八万は……。八万のせなくても、デントコーンだとペイしませんか。最近、うちへ来る人たちも、「デントコーンなら、三万五、〇〇〇円で十分だ」とかといわれたりするので、「それなら、どんどんやっていただいていいですよ」といっています。

服部　同じなんですよ。

谷口　既に予定の時間を過ぎていますので、簡潔な質問をお願いします。

服部　今のことに関連した質問ですが、飼料用米生産拡大の根拠の一つが、日本には飼料として四〇〇万トンぐらいの潜在的需要があるのだと。だから、飼料用米を拡大していくのだということでしたよね。

そうならば、今のデントコーンじゃないんですが、飼料用米というのはトウモロコシの代替物ですよね。

鈴木課長　代替というか、餌側からみると、ＴＤＮと値段――代替とか何とかというよりは、餌の原料のアイテムとしてバランスがとれているかどうかが餌としての価値のようで、代替というよりは、アイテム足り得るかどうかだと思います。

服部　デントコーンではないのだけれども、日本は長い間、トウモロコシ生産というのは事実上やめてしまっているというか、国としても積極的に品種改良等をやっているとはみえないんです。でも、食用米だけではなくて、飼料生産の場として水田を使うというのは、私はそれは正しいと思うのです。

飼料の本命はトウモロコシですから、だったら、水田でトウモロコシをつくるということを、そのためにはいろいろな手段も含めて、検討する必要があるんじゃないのかなと。この飼料用米生産を数量払いでもって本格的に拡大していこうという議論をするときに、あわせて検討されたのか。私としては、検討してほしいという気持ちがあるのですが、その点はどうなのでしょうか。

鈴木課長　我々としては、水稲作付が維持されていて、主食用が減った分、非主食用という世界というのは、畑作物をつくるのに向いていない田んぼだといわれるところがいっぱいあって、体制が組めているところでは大豆や麦のきっちり残って稼いでいるという状況で、さらに主食用が縮んでいったときに、まず何で考えるといわれれば、非主食用米が有望であると考えます。それが入らないと、水田があく。そういう中で、どれが需要が一番考えられるかなというのが飼料米です。

服部　それはわかるんです。それは現在から始めた話ですよね。今の状況を前提にして。でも、将来的にさらに主食用米の需要が減っていくんじゃないかといったときに……。

梶井　飼料米は玄米での流通を前提にしているわけですか。

鈴木課長　玄米でももみでもいいです。受け手側が……。

梶井　収量は……。

鈴木課長　玄米ではかるのもありますし、もみではかって換算するというものあります。

梶井　両方いいんですか。

鈴木課長　はい。鳥などはもみのまま食べるのに、む

いてなんて、そんな強制的なことはしませんから。

梶井　もみのまま粉砕して食わせるというところもありますからね。じゃあ、両方いいんですね。

鈴木課長　ええ。

梶井　じゃあ、収量を認定するところは大変だな。もみでやったり、玄米でやったり。

鈴木課長　今、数量確認でと書いてあるのですが、飼料米もある程度広域に流通ということになると、現物をみないで取引ということだと、規格といいますか、使われる皆さんが、こういうところは守ってほしいというのが、水分は貯蔵との関係でとか、異物とか異種穀粒みたいなものは、餌の原料としての品質にすごくかかわりますというようなお話はいただいているので、流通上はこれはこういうものですということは、担保して取引を円滑にするのが規格ですので、そこのところは使われる皆さんのご意見も聞きつつ、規格を設定するのかなということで今検討しています。

谷口　もう時間を過ぎましたので、お聞きしたいことはまだまだ山ほどあると思いますが、このあたりで我慢していただいて、終わりにしたいと思います。

今日は、課長さんは本当に真摯に、つらい顔をしながらも一生懸命答えてくださったので（笑い）、私たちは大変有意義なお話を聞けたと思っております。本当にありがとうございました。

フランス農業をめぐる昨今の政策課題

東北大学大学院農学研究科准教授　石井　圭一

1、新たな直接支払制度の設計

今日、フランスをはじめ、ＥＵにおける多くの農業経営は財政負担による所得補てん、すなわち、直接支払いなくしては存立しえないほど、ＥＵの財政投入に依存している。ＥＵにおいて農業所得を直接、財政負担により補てんする仕組みは、一連の農政改革の中で形成されてきた。

一九九二年の農政改革に伴う直接支払いの本格導入に続き、二〇〇三年の農政改革では過去の直接支払いの給付額を基礎に給付額が定められる単一支払制度が導入された。いわゆる「デカップリング」型直接支払いである。生産者が受給する単一支払いの根拠は過去の給付実績であり、その給付実績はかつての価格支持水準を反映した。時間の経過とともに、「過去実績」の根拠は希薄化せざるを得ない。こうして直接支払制度には、農業者間の公平性と、財政支出の正当な根拠を社会に対して示す必要が生まれる。

さて、二〇一四－二〇二〇年の七か年の共通農業政策（ＣＡＰ）の仕組み、すなわち、予算や新しい直接支払制度について、各加盟国と欧州理事会、欧州委員会、欧州議会の交渉が続けられてきたが、二〇一三年九月二四日に最終的な合意を見た。フランスでは二〇一三年一〇月二日、中央山地の中心都市クレールモンフェランの郊外にて開催された畜産展示会にオランド大統領が出席、約四〇分にわたる演説の中で、二〇一四年以降の共通農業政策にかかる交渉を振り返り、総じて、二〇一四－二〇二〇年の間、従来のＣＡＰ財源を確保、フランスの要望が盛り込まれたと評価した。加えて、共通農業政策を国内で適用する際の優先課題として示されたのが、助成金の公平な分配、畜産部門のカップリング、条件不利地域単価の大幅引き上げ、競争力の強化（とりわけ、青年農業者支援、畜産近代化）である。

2、耕種・畜産間の所得格差の是正

過去実績に応じて、高い面積当たりの給付単価から利益を得ているのが、穀物や油糧種子をはじめとした畑作経営や、トウモロコシなどの自給飼料を生産する集約的な酪農経営である。加えて、近年の穀物価格の高騰により、畑作経営の収益性は顕著に高まった。

欧州議会農業委員会副議長ジョゼ・ボヴェによる簡易な計算によれば、収量七トン／haの小麦生産三〇〇haの農場では、小麦価格が二五〇～二八〇ユーロ／トンであれば、五二五、〇〇〇～五九〇、〇〇〇ユーロの販売額になる[1]。経営費を一三〇～一五〇ユーロ／トンとすると利益は二一〇、〇〇〇～三一七、〇〇〇ユーロになる。これに、穀作地帯における給付単価三三〇～四〇〇ユーロ／haの直接支払い九九、〇〇〇～一二〇、〇〇〇ユーロを受給すると最終的な所得は三〇九、〇〇〇～四三七、〇〇〇に達する。

他方で、酪農や肉牛生産をはじめとした畜産経営では生産物価格の低迷に加えて、飼料価格は高騰、面積当たりの直接支払い単価は是正が進みつつも、穀作経営のそれに比べてまだ低い。穀物をはじめ畑作物の価格が高騰したことで、昨今の普通畑作経営の所得と、とりわけ、草地依存の畜産経営の所得の格差は大きく広がった。すなわち、過去の給付実績に依存した単一支払いの給付単価の水準は、農業内部の所得再分配に対して、逆向きに作用する。

二〇一四年以降の新しい直接支払制度の下で可能な所得再分配の手段には、ひとつに、単一支払い部分の単価の平準化である。すなわち、全国平均以上の給付単価を引き下げ、平均以下の給付単価を引き上げる。二つに、給付限度面積を設けた支払いである。CAPの下で再分配支払いと名付けられた。例えば、給付限度を五〇haに設定すれば、五〇haを超えるような規模が大きい経営ほど、経営農地の面積当たり給付単価が低くなる。小規模な経営の給付単価を優遇する仕組みである。三つに、カップリング支払い、すなわち品目や生産面積に応じた支払いである。繁殖牛、乳牛、羊やヤギといった草食家畜のほか、デュラム小麦やプラムなど、特定の農産物を対象とし、頭数当たり、もしくは生産面積当たりで給付単価が設定される。四つに、条件不利地域支払いの給付単価の大幅引き上げである。特に指定地域の中でも農業生産条件が劣る山間地域を優遇した支払いである。これらを活用して、山間地域や条件不利地域に立地する粗放的な畜産部門の所得向上を図ることとした[2]。

指定地域別の直接支払い受取額の変化

	農業経営数	家族労働当たり所得	直接支払額の増減			従前の支払額との比較	農業生産額との比較	従前の所得との比較
			経営あたり	AWUあたり	ha当たり			
		(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(%)	(%)	(%)
平坦地域	184,630	28,000	-2,700	-1,200	-34	-11	-1.2	-4.6
普通条件不利地域	64,690	19,300	2,500	1,300	23	8	1.5	6.0
山麓地域	11,500	15,300	5,600	3,300	60	23	5.0	19.6
山間地域	43,600	14,600	6,400	3,700	84	33	6.3	20.8
計	304,420	23,700	0	0	0	0	0	0

注：１AWU（年間労働単位）はフルタイム就業者１人を示す。所得は当期生産額＋経営補助金ー経営費で表される。経営費は投入財費、役務費、租税公課、人件費、賃貸料、財務費用、減価償却費を含む。

資料：Chatellier, V. (2013). *Les effets redistributifs des décisions françaises relatives à la PAC post-2015*. Communication présentée à Séance Académie d'Agriculture de France

表は以上の仕組みを活用した結果、直接支払いの給付単価や所得にどのような影響があるか調べたシミュレーション結果の一つである。二〇一一年の農業簿記情報ネットワーク（ＦＡＤＮ）のデータを元に、二〇一五年以降の直接支払いの受取額や所得の増減が指定地域別に示される。これによると、平坦地域における直接支払い受取額の減額が経営当たり二、七〇〇ユーロ、haあたり三四ユーロであるのに対して、山間地域では経営当たり六、四〇〇ユーロ、ha当たり八四ユーロの増額となる。山間地域では従前の直接支払いの受取額に対して三三％増、所得は二〇・八％増と推計された。新しい共通農業政策を通じて、平坦地域から条件不利地域へ、とりわけ、生産条件の劣った山間地域への所得移転が明確に示されている。

3、進む環境配慮の農業政策

二〇一五年以降のＣＡＰにかかる欧州委員会、加盟国間の交渉において、「グリーニング」をはじめとした欧州委員会が打ち出す環境保全志向に対して、フランス政府は支持する立場にあった。大きな財政負担を伴うＣＡＰの維持には社会が求める環境配慮をＣＡＰの中に確固として位置づけることが不可欠と見たからである。他方で、環境配慮の公共政策の推進はフランス国内でも活発

化している。農業政策の中で実施されている環境配慮を目指した行動計画をいくつか挙げておこう。

ひとつは、「エコフィト２０１８計画（Plan Ecophyto 2018）」である。二〇〇八年に、二〇一八年までに農薬使用の半減を目指して開始した。代替農法の開発や普及、農業者による農薬使用にかかる講習のなかば義務的な受講のほか、公園や緑地などの非農業区域における使用削減も含まれる。二つは、二〇一三年に始まる政府プログラム「有機アンビション二〇一七（Ambition Bio 2017）」である。二〇一七年を目標年とした総合的な有機農業振興計画で、有機農業面積の割合を現在の約四％から期間中に六％に引き上げ、一六〇万haとする目標を設定した。三つは農業経営の環境保全認証である。二〇一一年に始まる特に優れた環境保全の取り組みを実践する農業経営を認証する制度で、認証を受けた経営は生産物にラベル表示できる。いわば、フランス版「エコファーマー」である。

ほかにも、二〇一一－一七年の実施期間に、家畜への抗生物質投与の二五％削減や人の薬品として最重要の抗生物質の家畜使用の削減を目指す「エコ抗生物質計画（Plan Ecoantibio）」、作物生産における窒素投入の削減や窒素肥料の自給の促進、家畜使用における糞尿の有効利用を謳った「窒素自給・メタンエネルギー計画」がある。農場内のメタン発酵施設について、二〇一二年末現在九〇施設のところ、二〇二〇年に一〇〇〇施設とする目標が設定された。

一九九〇年代より農政改革の推進にあわせて、農業政策に環境配慮の観点は定着した。環境支払いにみる農業活動がもたらす環境サービスに対する報酬が普及する一方、生物多様性や農業景観の保全、水質保全など、生産者が満たすべき要件は広がり、強められている。フランス農業は、ＣＡＰ改革の中で進められる環境配慮の傾向に適応するだけではなく、公共政策全体に行きわたろうとする環境配慮の深化と拡がりに適応しようとしている。

注

1 La Libération, Les céréaliers gobent la PAC manne. 6 février 2013

2 Ministère de l'agriculture, et de l'agroalimentaire et de la forêt, PAC 2014/2020 : Comment assurer une redistribution en faveur de l'élevage et de l'emploi ? Juillet 2013.

編集後記

新年度を期に安倍農政が本格的スタートを切る。民主党農政からのくびきを断とうと、政策やその支援の内容を変えただけに、生産者の将来への不安やとまどいも多いと聞く。

安倍農政の柱は、農水省が「四つの改革」と表現するように①農地中間管理機構の創設、②経営所得安定対策の見直し、③水田フル活用と米政策の見直し、④日本型直接支払いの創設、であるが、これらはすでに多くの識者が指摘しているように「規制改革会議」や「産業競争力会議」で議論された内容を下敷きにしている。そのため、今改革に対する生産者の不安やとまどいは、さしあたり経営所得安定対策や米政策の見直しに関する助成額の多寡に向けられているが、その先にある「日本農業の絵姿」により大きな不安を感じていよう。それは、各種助成額の減額を通して米価が引き下げられ、そのことが多くの農業者の離農を促進させる懸念があるからである。加えて、財界の狙いが離農した農家の農地を機構に集中させて法人が受け皿となり、法人主体の日本農業に変質させようと意図していることが見透せるからである。だからこそ、「生産調整の廃止」や「産業としての農業」を強調し、管理機構創設時には農地の集積対象を誰にするかで大騒ぎとなった。その議論で彼らがよく用いた「新規参入者に門戸を開け」とは、私たちが想像する農業・農村に憧れ、希望を見いだして就農しようとする若者を指すなどという牧歌的なものでなく、一般企業等の法人を指すということを、この際肝に銘じておきたい。

ところで、座談会でも取り上げられたが、コメの消費量が減少の一途を辿っている。消費減少の背景として指摘されているのが食生活の多様化だが、進展する少子高齢化も要因のひとつあげられている。

こうしたなか、安倍農政では飼料用米と米粉用米への数量払いの導入により、これらへの主食用米からのシフトを進めようとしている。それ自体、僅か三％の飼料自給率しかない我が国にとって必要であり、民主党政権下でも新規需要米の増産政策は採られてきた。問題は、財界が反対するなかでいつまで財政支援が継続出来るかであろう。一方の米粉用米も、米粉パンの学校給食などへの拡大が進み作付面積も拡大したが、作付けが需要の伸びを凌いだため現在は在庫調整の段階にある。需要が大きく伸ない背景に、製粉コストが小麦と比べて二～三倍高いため、原価は小麦より米粉の方が安いが、製粉化すると米粉の方が高くなるという。農水省が予算措置を講じ、製粉コスト低減に向けた技術や新商品の開発に努めているが、その時期の早まることを期待したい。（太田）